

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 千歳市

令和8年6月16日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	88.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.0	%
全職員	61.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	76.5	%
本庁課長補佐相当職	82.2	%
本庁係長相当職	100.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	101.3	%
31～35年	97.4	%
26～30年	96.3	%
21～25年	96.8	%
16～20年	87.2	%
11～15年	83.4	%
6～10年	85.8	%
1～5年	85.4	%

【説明欄】

- ・全職員における男女の給与の差異が61.9%となっているのは、会計年度任用職員に女性職員が多いことなどによるため。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については女性職員が1名のため非公開。
- ・本庁課長相当職にて、男女の給与の差異が76.5%となっているのは、給与月額の高い医師の職種に該当するのが男性のみであったため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	15.9 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	5.8 %
本庁課長相当職	12.9 %
本庁課長補佐相当職	17.9 %
本庁係長相当職	26.4 %

【説明欄】

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	88.9	%
女性	100.0	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	0.0	%
女性	100.0	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1週間以上2週間未満	6.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
2週間以上1月以下	38.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1月超3月以下	31.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
3月超6月以下	13.0 %	0.0 %	— %	50.0 %
6月超9月以下	6.0 %	10.0 %	— %	50.0 %
9月超12月以下	6.0 %	30.0 %	— %	0.0 %
12月超24月以下	0.0 %	40.0 %	— %	0.0 %
24月超	0.0 %	20.0 %	—	—

【説明欄】

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
行政職	11 時間／月
消防職	13 時間／月
医療職	9 時間／月

【説明欄】

・ 職務内容、勤務形態が職種により異なることから、行政職（事務職、技師、保育教諭等）、消防職、医療職の3つの区分としている。